

平成23年11月2日

八太郎北防波堤の災害復旧工事に伴う航行制限について

八太郎北防波堤の災害復旧工事のため、八太郎地区の航路（－13m）及び航路・泊地（－13m）の一部において、航路幅減少に伴い大型船舶と他の船舶との行き会い航行等を防止するため、下記のとおり、八戸港長公示第6号により船舶の航行が制限されますのでお知らせします。

なお、制限の内容に変更が生じる場合は、その都度、内容をお知らせします。

記

1 期 間

平成23年11月11日から平成25年3月頃まで（終日）

2 区 域（別添図参照）

八太郎地区の航路（－13m）及び航路・泊地（－13m）の一部

3 制限事項

次のとおりとする。

なお、これらの制限によらず航行することが必要な場合は、事前に港長の許可を得ること。

(1) 原則として、全長260mを超える船舶は航行を行ってはならない。

(2) 原則として、全長170mを超える船舶（以下、「大型船舶」という。）

は、他の船舶との行き会い航行を行ってはならない。

ただし、八戸港を発着するフェリーについては、大型船舶との相互連絡体制が確保される場合はこの限りではない。

4 標 識

上記区域の境界には、灯浮標（塗色黄色、単閃黄光、毎4秒1閃光）が設置される。

<工事に関する問い合わせ先>

八戸港湾・空港整備事務所

電話 0178(43)8135

区域(斜線部)

別添図

【八太郎北防波堤災害復旧工事区域】
・H23.11.11～H25.3頃まで
(約1年5ヶ月間)

八太郎北防波堤(中央部)被災箇所

中央港口

東港口

全長1,550m

航路幅260m

航行制限区域

ア	40-33-14.4N	141-31-15.6E
イ	40-33-06.3N	141-31-12.4E
ウ	40-33-20.6N	141-30-09.3E
エ	40-33-28.7N	141-30-12.4E

【八太郎地区の航路(-13m)及び航路・泊地(-13m)の一部】
・全長1550m、航路幅260m
・船舶の航行にあっては、海事関係者の運航調整で対応する。
・H23.11.11～H25.3頃まで(約1年5ヶ月間)

(参考)

- ▲ 灯浮標(塗色黄色、単閃黄光、毎4秒1閃光)
- ▲ 八戸港八太郎北防波堤仮設灯浮標